

ニフティ労働組合
執行委員長 池田 大 殿

2011年5月31日

ニフティ株式会社
代表取締役社長 今村 隆



継続協議事項への回答書

2011年2月22日付「ニフティ労働組合第24号」要求書に対する継続協議事項「賞与支給額」について、下記の通り回答します。

記

1. 賞与支給額（平均月数）

2011年度賞与について、4.6ヶ月+0.2ヶ月の4.8ヶ月とする。

2. 回答の背景

2010年度業績は、単独決算、連結決算ともに増収増益となり、営業利益においても期初目標を達成することができた。

2009年度よりサービスを開始したニフティクラウドについては、サービス単体としての利用者数、売上高、営業利益などにおいて当初目標を上回る伸張を達成することができたほか、サービスビジネス事業の一つの柱として注力するシュフモなど、昨年度に引き続き会員数を伸ばすことができた。

これらは、組合員の方々の尽力あつての成果によるところが大きく感謝するところであり、その努力に報いるべく、賞与については前年度に対して0.1ヶ月増となる4.8ヶ月とする。

一方で、利益構造を見るとコールセンター費用の削減や、ISP会員獲得のための拡販費抑制などによる増益効果が大きく、2011年度以降も回線費用のコスト改善などが大きな増益要因となっている状況である。収益の軸であるISP事業においては、ブロードバンド会員は伸び悩み、ナローバンド会員の減少も留まる気配はなく、事業全体の規模拡大によって利益を押し上げたとは言い難い状況である。

また、シュフモに続く事業の柱の早期立ち上げへの取り組みや、競争が激化するクラウド市場でのさらなる事業拡大など、直面する課題は大きく、引き続き当社が厳しい市場環境下にあることに変わりない。

こうした環境下を勝ち抜いていくためにも、引き続き労使一体となって取り組んでいきたい。

3. 賞与支給日

夏季賞与 2011年 6月17日（金）
年末賞与 2011年12月 9日（金）